

南湖建設機械講習所

玉掛け技能講習 受講申込書

受講者に関する事項	(ふりがな) 氏名	_____	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
	住所	(〒 _____)	TEL	(_____)
			携帯	(_____)
	勤務先名		TEL	(_____)
勤務先住所				
取得資格欄	クレーン、デリック運転士免許 ・ 移動式クレーン運転士免許 ・ 揚貨装置運転士免許 床上操作式クレーン運転技能講習修了証 ・ 小型移動式クレーン運転技能講習修了証			
一部免除の資格に関する事項	19時間コース	1. 玉掛け業務経験のない者		
	18時間コース	1. 労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条第6号若しくは第15号から第17号までの業務に、6ヵ月以上従事した経験を有する者 2. 鉱山保安法第2条第2項及び第4項の規定による鉱山(以下「鉱山」という。)においてクレーン(労働安全衛生法施行令第20条第6号のクレーンに限る。)の運転に1ヵ月以上従事した経験を有する者 3. 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務に1ヵ月以上従事した経験を有する者		
	15時間コース	1. クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を有する者 2. 床上操作式クレーン運転技能講習または小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 3. 旧クレーン運転士免許又は旧デリック運転士免許		
	15時間コース(特例)	1. つり上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛の業務に6ヵ月以上従事した経験を有する者		
	16時間コース(特例)	1. クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6ヵ月以上従事した経験を有する者 ※事業所証明必要 2. つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛の業務に6ヵ月以上従事した経験を有する者 ※事業所証明必要		
	※事業所証明欄	1. 玉掛け特別教育(1t未満)修了後、つり上げ荷重1トン未満の玉掛け業務を6ヵ月以上経験 2. つり上げ荷重1トン以上の玉掛け補助作業の業務を6ヵ月以上経験 [経験期間] 平成・令和 年 月 日 ~ 年 月 日 通算 年 月 日 令和 年 月 日 住所 会社名 氏名 印		
講習に関する事項	講習内容	(19H ・ 18H ・ 16H ・ 15H) [学科 時間 / 実技 時間]		
	受講料納入方法	現金 ・ 書留 ・ 振込 受講料(_____ 円)	収納年月日印	
	講習期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

※講習に関する事項は記入しないで下さい

※経験を有する方は、証明欄に事業主の証明が必要です。